

実践記録

シリーズ 116

- ④地域の人材の発掘、育成に協力する。
- ⑤公民館の調査に協力する。
- ⑥公民館活動へのボランティア的な支援にあたる。
- ⑦公民館活動の地域への広報活動を支援する。

新潟市における公民館活動協力員のあり方について

新潟市白根地区公民館
運営審議会委員 関根省三



- (1) はじめに (省略)
- (2) 時代の潮流 (省略)
- (3) 「公民館活動協力員」体制について

さて、くどくどと私なりに感じてきたもろもろの感想を述べましたが、いよいよもって、新潟市の公民館体制について触れてみます。前述の繰り返しですが、新しい社会意識を持つ時代-情報産業が主力化、家族の情愛の崩壊、価値観の相対化など-と、合併による政令市として新潟市の環境での公民館システムは、どういう方向に転換するのが良いのか。住民サイドからの要求は何か。課題が生じております。

政令市・新潟市において、各公民館に配置されていた運営審議会は廃止となり、各「区」に基幹公民館を置き、基幹公民館のもとに地区公民館という配置換えが提出されました。総括する中央公民館を頂点として、「区」の基幹公民館、「区」内に地区公民館というピラミッド型のシステムであります。運営審議会が各公民館から廃止されましたので、基幹公民館に運営審議会を設置し、地区公民館に「公民館活動協力員」なる名称を持って、新たに各地域における公民館活動、事業展開を推進する委員の設置制度を要望したところであります。

平成17年7月に政令市・新潟を構成する各地域の代表者の会議が開催されました。すでに、概観的な素案の準備があり、各地区代表から素直な意見が出されました。私も白根地区の代表として参加したところでした。白根地区におきましては、小学校区単位に設置された各公民館分館に「推進委員」なる方々が数名おられ、公民館活動については企画・運営・応援という体制はありましたので、運営審議会が廃止される地区公民館には、何が何でも「公民館活動協力員」制度を設け、地域に密着する活動家の必要性は感じておりました。冒頭述べましたように、地域力が低下している中、また、家庭の求心力も落ちています。さらに、都市部と近郊農村部とは社会環境にも差異はあります。もちろん、公民館活動がこれらの新時代の矛盾をすべて調和するというような認識はありません。

会議においては、やはり本音のところは、(旧)新潟市と合併された地域との思惑であります。しかし、新潟市が「分権型」政令市を理念として掲げ、それを実践していくという背景がある以上、各代表者とも各地域の実情、地域の個性を生かすことには賛同の意を表され、このたびの「公民館活動協力員」の設置に至ったところであります。

- 「公民館活動協力員」の役割としては、
- ①公民館事業の企画・運営に参画・協力する。
 - ②地域の実態や学習ニーズを把握し、公民館に助言する。
 - ③地域・学校の橋渡しをする。

できるだけ多くの住民に公民館事業に参加してもらうためには広報活動が必要とし、公民館の広報紙や事業のチラシの製作、配布、口コミにいたるまでさまざまな支援を行うことと定義づけをしました。

⑧公民館活動を検証し、点検する。
自ら事業に参加したり、公民館利用者や事業参加者に対するアンケートや聞き取りなどから、住民の立場から公民館活動を検証し評価して、よりよい事業を模索していきます。

任期は、3～4年という意見もありましたが、公民館運営審議会委員の任期に合わせ2年とし、再任は妨げないこととします。

人数は、5人、あるいは20人以上と様々な意見がりましたが、地域の人口や実情を考え、10～15人とするというのが適当ではないかということになりました。

活動回数は、少なくとも年2回以上とか、10回程度は最低とか、かなり幅広い意見がりましたが、公民館活動全体のことや地域のことを理解したうえで、協力活動を行うために年10回程度としますが、それぞれの公民館の実情により若干活動日数が増えることが考えられます。

報酬は、無報酬で良い、交通費プラスアルファが良い、1回につきいくらかというようにさまざまな意見がりましたが、しかし、会議への出席、公民館へのアドバイスや企画だけでなく、それなりに責任が伴うことが多くあり、報酬はきちんとあったほうが良い、更にイベントへの参加、住民への広報など、いろいろなところへ足を運ぶ活動が含まれているので、それらを勘案し、若干の報酬は必要とのことから年額25,000円が妥当との結論に至りました。

活動協力員はその名称が示すとおり、実践的で行動する位置づけであります。企画・運営に参画・協力、住民のニーズの把握、広報活動、公民館活動への支援・検証・評価等々多方面での活躍を要請されるものであります。

組織的には、一見、ピラミッド型構成であります。「活動協力員」の代表者は、基幹公民館の運営審議会委員にもなります。また、基幹公民館の代表は中央公民館の会議の構成メンバーでもあります。従って、地域の「見えにくい」部分も中央公民館にて映し出されることになるでしょう。また、逆に「市」としての公民館事業・活動も、各地域に情報公開されることになるでしょう。

新しい時代、さらにはこれから将来に向かって公民館活動がどのような方向に向かうのか未知数あると思いますが、少なくとも、新潟市においては教育委員会が都心の市役所本庁に置かれ、各「区」には教育事務所として学校教育事務に集中した中、社会教育、生涯学習、おかげさなければ、地域住民が相互にコミュニケーションをとれる学習の場は、公民館活動・事業展開にあるものと思っております。

「公民館活動協力員」制度の設置が、政令市・新潟における公民館活動の拠点的な役割を担っていくものと考えております。

各公民館と運営審議会委員等の配置状況及び役割・委員構成

	公民館代表委員	公民館運営審議会委員	公民館活動協力員
中央公民館 (基幹公民館・地区公民館兼)	●	◆	(運営審議会委員が役割を担う)
基幹公民館 (中央公民館を除く地区公民館兼)		◆	(運営審議会委員が役割を担う)
地区公民館			▲
主な役割	全市的な課題について、調査・審議し、教育長に提言する。	各区の基幹公民館に配置し、区内の公民館の各種事業の企画実施に関する調査審議を行う。 館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議する。	運営審議会委員に代わるものとして、公民館職員と一緒に企画立案運営等に関わる。 ①公民館事業の企画・運営に参画・協力する。 ②地域の実態や学習ニーズを把握し、公民館に助言する。 ③地域・学校の橋渡しをする。 ④地域の人材を発掘、育成に協力する。 ⑤公民館の調査に協力する。 ⑥公民館活動へのボランティア的な支援をする。 ⑦公民館活動の地域への広報活動を支援する。 ⑧公民館活動を検証し、点検する。
委員構成	・各区の基幹公民館運営審議会代表委員	・区内の地区公民館活動協力員の代表 ・基幹公民館長が推薦する委員 ・公募委員	・地区公民館長が推薦する委員 ・公募委員
任期	2年	2年	2年